

「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

1 趣旨

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪・性暴力、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

例年、11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）には、「女性に対する暴力をなくす運動」を全国で実施しており、本県でも、この期間に合わせて、以下のとおり取り組みます。

2 期間

令和6年11月12日（火）～11月25日（月）

3 県の取組

- 昭和庁舎のパープルライトアップ（11月12日～11月25日）
- ぐんま男女共同参画センターにおける取り組み
 - ・ 県内DV等相談先一覧「ひとりで抱えないで」リーフレット配付
 - ・ DVについての紹介パネル展示
 - ・ 図書コーナー内における「DV関連図書」の紹介
 - ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」ポスター（内閣府作成）掲示
 - ・ 「性暴力に関するパンフレット」（内閣府作成）の配付
 - ・ DVの相談先の番号を案内する啓発カード（内閣府作成）の配付
 - ・ 漫画家 西原理恵子氏の描き下ろしマンガ（内閣府作成）パネル展示
- 県庁舎内デジタルサイネージ（1階県民ホール、県民駐車場）
 - ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」（内閣府作成）の紹介
 - ・ DVや性暴力等の相談窓口のPR



過去の昭和庁舎のパープルライトアップ



女性に対する暴力根絶のシンボル
パープルリボン

4 相談連絡先

<DV>

- 群馬県女性相談支援センター 027-261-4466
月～金曜日 9時～19時30分
土曜日 10時～17時
日曜日 13時～17時
※いずれも祝日及び年末年始は除きます
- DV相談ナビ（全国共通ダイヤル） #8008（はれれば）
- DV相談+（プラス） 0120-279-889
※24時間対応
※「DV相談+」は、内閣府が行っているDV相談ダイヤルです。
電話以外にも、メールやチャットによる相談も受け付けています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



話してもいいのかな

自分が悪いと思っていた。

誰にも相談なんてできなかった。

でも話してみたらこころが少し軽くなった気がした。

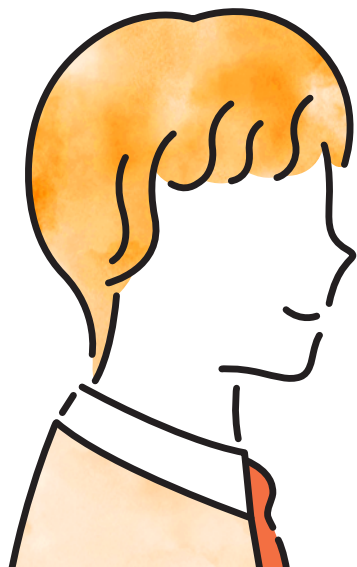
DVや性暴力の悩み、
受け止めてくれる人がきつといる。

話にくいこと、聞かせてくれてありがとう。

あなたは何も悪くないよ。

これからのこと、一緒に考えよう。

聞かせてほしいな



年齢・性別を問わず相談できます。

性犯罪・性暴力

配偶者・交際相手からの暴力

SNSで相談

電話で相談

SNSで相談

電話で相談

Cure time
(キュアタイム)

性犯罪・性暴力被害者の
ためのワンストップ支援センター
はやくワンストップ

#8891

性犯罪被害相談電話(警察)

ハートさん
#8103

DV相談
プラス

DV相談ナビ

はれれば
#8008



パープルリボン
女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマークです。

内閣府
男女共同
参画局

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

被害を受けた方へ

あなたの気持ちを最優先に何が
できるのか一緒に考えます。

プライバシーも秘密もしっかり守られますので、安心して相談してください。

相談を受けた方へ

相談窓口のことを被害者の方へ
教えてあげてください。

相談先

内閣府

DV相談ナビ
#8008



内閣府

DV相談プラス
0120-279-889



内閣府

性暴力に関するSNS相談
Cure time (キュアタイム)



内閣府

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
#8891



警察庁

各都道府県警察の
犯罪被害相談窓口



警察庁

性犯罪被害相談電話
(全国共通)
#8103



警察庁

匿名通報ダイヤル
0120-924-839



警察庁

警察相談専用電話
#9110

厚生労働省

困難な問題を抱える女性の
相談窓口(女性相談支援センター)

#8778



厚生労働省

各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)



参考情報

内閣府

配偶者暴力
被害者支援情報



内閣府

配偶者暴力
相談支援センター



内閣府

若年層の性暴力
被害予防間



内閣府

性犯罪・性暴力
被害者支援情報



警察庁

ストーカー
被害防止
ポータルサイト



配偶者・交際相手
からの暴力



性犯罪・性暴力



AV出演被害



性犯罪に係る
被害や捜査



売春強要や
人身取引



ストーカー行為
の被害



職場における
セクシュアル
ハラスメント

■人権侵害に関する相談

法務省

女性の人権ホットライン(全国共通) **0570-070-810**

法務省

インターネット人権相談受付窓口
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)



法務省

外国語人権相談ダイヤル(全国共通) **0570-090911**

法務省

LINEじんけん相談



■法的トラブルに関する相談

法務省

法テラス
犯罪被害者支援ダイヤル
(全国共通)

0120-079714

なくことないよ



配偶者等からの暴力、デートDV、性犯罪・性暴力(インターネット上の性的な暴力を含む)、痴漢、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、性別にかかわらず、決して許されないものです。